

児童扶養手当を受給している方には次の優遇制度があります

※各優遇制度を利用するには、それぞれ申請の手続きが必要です。

※支給停止(支給なし)の方は、優遇制度はご利用できません。

1. JR通勤定期券の3割引購入 ※通学定期券(学割)との併用はできません

●割引を受けられる方:受給者とその同一世帯の方

購入前に①「特定者資格証明書」と②「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けてください。なお、①と②は同時に申請することができます。

●申請場所:子育て支援課児童手当係(練馬区役所本庁舎 10階)

※ 総合福祉事務所では申請できません。

※ 代理人による申請や郵送での交付を希望される方は、お問い合わせください。

●申請に必要なもの:

①の申請のとき→定期券を購入する方の写真(最近6ヶ月以内のもの、縦4cm×横3cm)・児童扶養手当証書または受給者証明書

②の申請のとき→特定者資格証明書(発行日から1年以内のもの)

●購入窓口:JR駅窓口(①②を必ず持参してください)

2. 都営交通(都電・都バス・都営地下鉄)無料乗車券の発行が受けられます。

●受けられる方:受給者またはその同一世帯の方のうち一人

●申請場所:各総合福祉事務所 相談係

練馬総合福祉事務所相談係 電話:03-5984-4742

石神井総合福祉事務所相談係 電話:03-5393-2802

光が丘総合福祉事務所相談係 電話:03-5997-7714

大泉総合福祉事務所相談係 電話:03-5905-5263

●申請に必要なもの:児童扶養手当証書または受給者証明書

3. 水道料金の基本料金が免除されます。

●免除を受けられる方:受給者と上下水道料金の支払者が同じ方

詳細は東京都水道局練馬営業所へお問い合わせください。

電話:03-5987-5330 住所:練馬区中村北1-9-4

※ 営業所へ申請しなければ免除を受けることはできません。

4. 粗大ごみ等収集手数料が免除されます。

予約するときに、児童扶養手当を受給していることを伝えてください。

問い合わせ先:粗大ごみ受付センター 電話:03-5703-5399